

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準について

財務諸表は、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定委員会）に準拠して作成しております。

2. 経常費用の配賦基準について

管理費の配賦については、下記のとおりです。

給料手当

賞与

福利厚生費

各従業員に応じて従事割合と売上割合により各会計区分に配賦しています。

その他管理費項目 売上割合により各会計区分に配賦しています。